

令和4年3月 日

北本市学校開放連絡協議会
関係者各位

北本市学校開放連絡協議会
会長 小澤 修次

まん延防止等重点措置適用期間の延長に係る学校開放事業について

日頃より、北本市学校開放連絡協議会に対しまして、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県内の新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用期間について3月21日まで延長となりましたので、学校開放事業の今後の活動方針について検討をし、下記のとおり対応して参りますので、関係者の皆様に御連絡いたします。なお、今後の状況によっては、対応を変更、追加させていただく場合もありますので、引き続き皆様の御理解、御協力をお願いします。

記

《 期 間 》 令和4年3月7日（月）から当面の間

《 活動内容 》

- ・ 土曜、日曜のいずれか一日は、利用しない日とする。
- ・ 1日の活動時間は集合から解散まで3時間以内とする。
- ・ 夜間利用については、利用時間を厳守すること（利用時間：午後7時～午後9時まで）。
- ・ 練習試合・合同練習・体験会を目的とした学校の校庭、体育館の使用は禁止とする。

《 安全・安心な活動について（必ず守ってください！！） 》

- ・ 参加者名簿の作成やチェックリストの提出を徹底し、健康観察で参加者の体調不良が認められる場合は練習参加を認めない。【重要】
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者は常時マスク着用を義務とする）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行う（併せてこまめな休憩と水分補給の実施）。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にするなど、換気に十分配慮をする。
（使用後のアルコール消毒、清掃も忘れずに！）
- ・ 電気・施錠・閉門などの確認の徹底。

【 注 意 】

- ・ 参加者から感染者が出た場合は、速やかに事務局に報告する事。

事務局： 北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電 話： 594-5568